

第 15 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和 4 年 10 月 26 日（水）16：57～17：17

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員 8 名

資 料：第 15 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料 1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正

資料 2 三重県議会議員の政治倫理に関する条例 逐条解説案

委 員：ただいまから第 15 回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。2 名の委員が欠席されているが、一任いただいているので、その旨お伝えさせていただく。前回の会議では、条例改正案と逐条解説案について協議いただいた。そのうち、条例改正案については、その場ですべての会派から了承いただいた。また、逐条解説案については、特に政治倫理規準の第 3 条第 2 号については、人権侵害行為の部分の解説を書き加えた正副座長案を提示して了承いただいたが、第 5 条、審査会の設置について、可否のいずれかを判断した場合でも、その理由を明らかにすべきとの意見があったので、改めて正副座長案を盛り込んだ逐条解説案と条例改正案を各会派へ持ち帰りいただき、最終確認をお願いすることとなった。本日は、各会派での確認結果を報告いただき、議論を進める。それでは協議に入る。では、政治倫理に関する条例改正案及び逐条解説案について、各会派で確認いただいた結果を順次報告いただきたい

委 員：条例案、そして逐条解説案について当会派はすべて了。ただし、一点確認させていただきたいことがある。政治倫理規準の第 3 条に関わるところで、人権侵害行為で不当な差別の定義に関わって、会派の中で意見も出ている。この人権侵害行為の第 2 号関係の逐条解説の中で、差別、人権に関する条約についての記述がないということで、そこを事務局としてどう考えているのかを確認させていただきたい。人権侵害について、今回の条例の条約との関係を聞かせていただきたい。

事務局：条約との関係性について説明させていただく。資料 2、逐条解説案の 4 ページに該当する条文が記載してある。4 ページの最後、第 3 条の

第2号関係のところをご覧いただきたい。第2号関係の解説として、人権侵害行為の定義として、差別解消条例でも定義されているので、差別解消条例の第2条第3号を引用して、カギ括弧のところ、「不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」との記載がある。この中の、不当な差別について、差別解消条例では規定されており、ここには載っていないが、該当部分の差別解消条例第2条第2号の逐条解説では、「女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、人権に関する他県等の条例などを参考に、不当な差別について定義しています」との記載がある。人権侵害行為の中に含まれる不当な差別ということで、条約との関連性はそれに結びつけることができるが、ここには現在条約についての記述はない。

委員：今回のこの政治倫理に関する条例の重きを、人権侵害、差別をしないというところに置けば、やはり差別解消条例にあった、差別解消条例の不当な差別に当たる女子差別撤廃条約や、今言っていた条約の文言を入れておいてもわかりやすいのではないかと思うが、いかがか。

委員：この件に関しては、後ほど協議をしたいと思う。では次の会派、報告をお願いします。

委員：一応持ち帰るということで、第3条のところを持ち帰り、会派としても望んだとおりの方向に追記していただいているので、このとおりで良いということになり、もう一つの第5条、議会運営のところも、資料をいただいて会派に諮り、このとおりで良いということになった。

委員：当会派としても条例案、逐条解説案、ともに異議はない。

委員：欠席されている会派からは了とすると伺っている。

委員：当会派も、この形で了としたいと思う。

委員：当会派も条例案、逐条解説案ともに賛同をさせていただきたいと思う。
この後、議員間討議のような機会はあるか。

委員：先ほど出された意見に対する協議もまだこれからある。

委員：わかった。

委員：では各会派とも、今の条例案、逐条解説案についての付け足しはどうかという意見はあったが、内容については了とすることで一致したとさせていただく。では、先ほど出された不当な差別の書き込み

のところを、条約もきちんと書き込んではっきりさせておいてはどうか、差別解消条例の逐条解説にある中身をそのまま持ってきたらどうかということだと思うが、このことについていかがか。

委員：このところはすでに議論済みだと思う。定義については差別解消条例のところから引いてくるということで、同意しているものと考えている。なので、仮に書くのであれば、そのとおり引用しているということを明確にしてもらえば書いても良いと思うが、それとは別に、この条例の中で定義しているということになると、仮に差別解消条例のほうで改正されたときに、こちらだけ残るということになると、これはまたおかしなことだと思うので、連動していると、向こうを引用しているということがわかるのであれば、それはもちろん書いてもらっても意味として何ら変わるものではなく、よりわかりやすいというのでは、という意味ではあるかとは思う。

委員：この政治倫理条例を改正しなければいけない、人権侵害行為を入れなければいけない、あるいは「いいね」を禁止しなければいけない、そういうこと自体がすごく恥ずかしいことで、本当に痛恨の極みだが、先日も代表者会議の中で、政治倫理条例と差別解消条例は対の関係というか、双子のような、連動した関係だと思うが、議提条例で40回以上も議論して制定された差別解消条例が、全員ではないが、全く議員の中で理解されてない、理解が乏しい、差別の定義、人権侵害行為の定義は何かということも理解されていないということに本当に呆れ返っている。なので、どういう内容が良いかわからないが、しっかりと、よりわかるように明記していただくというのは非常に大事で、今、県議会で起きている異常な事態というものを、やはりしっかり皆で受けとめる必要があり、特に自民党の皆さんにもしっかり受けとめていただきたいと思う。

委員：それでは、先ほどの委員の意見も受けて、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の逐条解説に書いてある文言を、うまく文章的に繋がるようにして、そのまま引用するというようにさせていただきたいと思うが、事務局、それは可能か。

事務局：一応、逐条解説の部分を挿入する案を作ったので、説明させていただければと思う。

委員：それでは、お配りいただけるか。

(資料配付)

委員：それでは事務局、説明願う。

事務局：それでは説明させていただく。5ページのところに枠で囲んだ部分を挿入させていただければと考えている。この枠の中の部分は、そのまま差別解消条例の逐条解説から引用した部分をカギ括弧でまとめている。この部分を読ませていただくと、『また、この中の「不当な差別」については、同条例第2条第2号の逐条解説において、「女子差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、人権に関する他県等の条例などを参考に、「不当な差別」について定義しています。」とされています。』というこの文言を矢印に従って、一段落目の最後の部分の後ろに挿入する案となっている。

委員：案を提案させていただいたが、これでよろしいか。

全員：異議なし。

委員：それでは了とさせていただきたいと思う。他に意見等はよろしいか。

それではこの条例改正案と逐条解説案とすることよろしいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、この条例改正案と逐条解説案のとおりとする。次に、今後の取扱いについて、この後、議会改革推進会議の役員会、10月31日月曜日の朝9時半からとなっているが、ここにおいて、私からこの案で報告させていただく。その後、議会改革推進会議総会、10月31日月曜日、予算決算常任委員会の総括質疑終了後を予定しているが、そこで全体に向けて報告させていただく。最後に代表者会議で報告するというのを想定しているので、了承願う。また、議会改革推進会議役員会での説明は、座長と副座長で行いたいと思うが、よろしいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにさせていただく。次に、役員会での報告の後、議会改革推進会議総会での説明にあたっては、このプロジェクト会議メンバーでの出席をお願いしたいと考えているが、いかがか。提案者のほうに並んでいただくということになると思うが、よろしいか。

全員：異議なし。

委員：それでは、そのようにする。最後に、総会で了承いただいたら、このプロジェクト会議メンバーで条例改正案に署名をいただきたいと思うが、よろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：では、そのようにさせていただく。なお、最終の条例改正案等の作成にあたっては、字句修正と軽微な修正については、正副座長に一任でよろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：では、そのようにするので、よろしく願います。この際、他に何かあるか。

全 員：意見なし。

委 員：なければ、本日がおそらく最後のプロジェクト会議となると思うので、私から一言挨拶をさせていただく。皆さん、長きにわたり、このプロジェクト会議に諮問された後、様々なことを議論してきた。途中で、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例も成立しており、そのことも受けて、このプロジェクトの内容について議論してきたつもりである。ただ、先ほど委員から言及があったとおり、大変残念なこともこの間起こってしまった。私たちは、差別解消条例において、第9条で、知事、そして県議会議員、そして、県の公務員にあたる方々について、一段と高い人権意識を持って、その条例の基本理念をもって、目的達成をすべきと全会一致で決めさせていただいた経緯がある。そしてこのプロジェクト。より厳しいものをみずからに課そう、そのことをこの条例が成立した後、私ども議員一人ひとりが厳しく自分に課すこと。そのことを県民の皆さんに向かって、約束をぜひさせていただきたい。そのためのこの条例であると認識をしていきたいと思う。一致については、なかなか時間もかかったが、それでも様々な議論をいただいて、議論の後、このように全会一致で作り上げることができたのは、委員の皆様の協力のおかげと、本当に心から感謝している。三重県議会が、人権が大切にされる、本当に県民に寄り添う、そういう議会になることを心から願い、お礼の挨拶とさせていただく。本当に感謝申し上げます。

委 員：それでは、私からも一言挨拶をさせていただきたいと思う。この15回のプロジェクト会議の中で、真摯に委員の方々、そしてまた、リーダーシップをしっかりと持っていただいて、この条例を改正させていただいたこと、心から感謝を申し上げます。この条例を我々が使わなくても良いような、そういった議員の考え方、そしてまた姿勢というもの

を正さなければいけないという思いで、今日は最後の挨拶ということなので、自分の思いだけをお話しさせていただきたいと思う。いろいろと SNS の投稿に関して、非常に問題があるということで指摘があり、そして、この政治倫理の条例を改正しようではないかという動きを、皆さんで作っていただいた。今、冒頭でもお話したように、この政治倫理の条例が使われないことを心から願い、私の感謝の言葉とさせていただきますたいと思う。

委員：それでは、今後の手続きを進める中で、特に協議いただくことが出てこない限り、本日で三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクトを閉じさせていただきたいと思う。私たち議員が、ある意味、特権を持つ立場であるということを常に一人ひとりが心に思いながら、本当に県民の皆さんや我々一人ひとりの人権が大切にされ、本当につらい思いをする人が、この三重県の中でいないように、そのことを身をもって率先する立場として、この条例を成立させていきたいと思っている。皆様に、改めて感謝申し上げます。これにて終了とさせていただきます。